

産業廃棄物処分業許可証

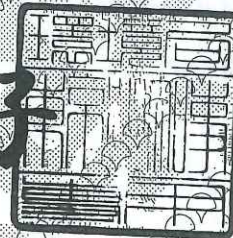
住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目12番6号

氏名 三東運輸株式会社
代表取締役 田口 勝久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 6月28日

許可の有効年月日 平成33年 6月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

破 砕： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラス、コンクリート・陶磁器くず (以上7種類)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

溶 融： 廃プラスチック類 (以上1種類)

圧 縮： 金属くず (以上1種類)

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラス、コンクリート・陶磁器くず (以上7種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番4号

(2) 東京都江戸川区篠崎町五丁目6番8号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 6月 28日 新規許可

平成 28年 6月 28日 更新許可 第4回

平成 30年 2月 27日 変更届 破砕機の入替え

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

